

# 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に マイナンバーが必要となります

「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的として、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第2号）が平成27年1月1日施行されました。法令等に定められた行政手続きにおいて個人番号（マイナンバー）の記入が必要になります。このため、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請についても以下の手続きが必要となります。

## 1 申請時にマイナンバー等を確認します

小児慢性特定疾病医療費支給申請を行う際、次の（1）または（2）の書類等を用いて、個人番号（マイナンバー）と申請者等の確認を行いますので、あらかじめ必要な書類をご準備ください。

### （1）申請者本人が持参する場合

以下の①または②のいずれかをご提示ください。

（郵送で申請を行う場合は、①または②のコピーを添付してください。）

①

申請者本人の個人番号（マイナンバー）カード

マイナンバーカード  
（見本）



（表面）



（裏面）

または

②

（ア）個人番号（マイナンバー）付きの住民票  
または、申請者本人の「通知カード」 ⇒

+

（イ）申請者本人の運転免許証、障害者手帳、パスポート等 ※顔写真のついた官公署から発行されたもの



通知カード（見本）

※（イ）の書類がない場合には、以下の書類のうち2つをご用意ください。  
健康保険証、年金手帳、印鑑証明書、児童扶養手当証書、小児慢性特定疾病医療費受給者証、その他官公署から発行されたもの

## (2) 申請者本人以外(代理人)が持参する場合

以下の①～③の全てをご提示ください。

- ① 代理権の確認のための書類  
法定代理人の場合は戸籍謄本、任意代理人の場合は委任状
- ② 申請者の番号確認のための書類（以下の中から1つ）
  - ・ 個人番号（マイナンバー）付きの住民票
  - ・ 申請者本人の通知カード
  - ・ 申請者本人の個人番号（マイナンバー）カード
- ③ 代理人の身元確認のための書類  
（以下の中から顔写真付であれば1つ、顔写真がなければ2つ）  
代理人の
  - ・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳
  - ・ 官公署から発行された書類で、氏名と生年月日（又は住所）の記載があるもの

## 2 申請書等にマイナンバーの記入が必要です

新規申請書、更新申請書、変更届の提出の際、申請書等に個人番号（マイナンバー）の記入をお願いします。該当の方の個人番号（マイナンバー）が分かる書類をお持ちいただければ、より確実に申請書の記入ができます。

### ○個人番号（マイナンバー）の記入が必要な方

- 1 申請者
- 2 患者
- 3 患者と同じ医療保険に加入している人
  - ・ 市町村国保・国保組合の場合：世帯員全員
  - ・ 上記以外の医療保険の場合：被保険者のみ

